

渡嘉敷村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集について

農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の皆様へのお願い

農地利用最適化推進委員になってくれそうな人、いませんか？

こんな人探しています。

- ・ 20 歳以上で男女は問いません。
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人。
- ・ 渡嘉敷村内に住所がある人。
- ・ 地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力がある人。
- ・ 普及指導員の経験者や経営を次世代に譲った農業者など。

ただし、このような人はごめんなさい。

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 20 歳未満の人
- ・ 役場職員
- ・ 税金滞納者

もしあなたの周りにそのような人がいなくても、
あなた自身がそのような人であれば
応募お願いします。

(農業委員と推進委員の両方へ同時に応募可能です)

渡嘉敷村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集要領

1 目的

改正された農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、渡嘉敷村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行います。（施行規則第4条第1項）

【農業委員会の主たる任務】※任意事務から必須事務に位置付けられました。農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要な任務であり、具体的には大きく分けて下記の3項目になります。（法第6条第2項）

- ・担い手への農地等の利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進

(1) 農地利用最適化推進委員とは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会会長により委嘱された者となります。（法第17条第1項）

2 農地利用最適化推進委員の概要

(1) 任期は、農業委員の任期満了の日まで。

(2) 募集人数は、1人。農業委員と協力しながら、従来にも増した「地域活動」を担う者という位置づけです。農地等利用の最適化推進に熱意と識見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱します。

(3) 報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。

- ・農地利用最適化委員：¥25,000-/月額（別途、能率給として、年度末（3/15日頃予定）に報酬加算があります）

(4) 所掌業務については、下記の通りとします。

- ・人・農地プランなど、地域農業者の話合いを推進
- ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
- ・耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ・農地中間管理機構と連携

(5) 推薦を受ける者又は応募しようとする者について、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者であって、下記①のいずれかに該当し、同時に下記②のいずれにも該当しない者としてします。

① 下記のいずれかに該当する者を募集します。（男女不問）

- ・年齢が満20歳以上で、渡嘉敷村内に住所を有する者
 - ・各字（渡嘉敷、阿波連）の区長が推薦もしくは応募する者
 - ・その他、村長が認める団体
- ② ただし、下記のいずれにも該当しないことが条件となります。
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・年齢が満20未満の者
 - ・本村の職員
 - ・村に対する支払に滞納等がある者

(6) 推薦又は募集の期間は、平成29年5月22日(月)から平成29年6月22日(木)まで。

※ 必要に応じて、平成29年7月22日(土)まで延長する可能性もあります。

(7) 提出すべき書類・書類の提出方法・問合せ先については、下記「**3 推薦及び応募の手続き**」をご参照ください。

3 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要事項を記入のうえ、渡嘉敷村農業委員会会長宛てに提出お願いします。

- (1) **提出書類**：下記からダウンロードしていただくか、役場経済建設課振興係で入手してください。

農地利用最適化推進委員関係様式

ア 個人が推薦を行う場合 【様式第4号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人用)】

イ 団体が推薦を行う場合 【様式第5号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(団体用)】

ウ 自ら応募する場合 【様式第6号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】

- (2) **提出方法**：持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか

- (3) **提出場所**：郵便番号 901-3592

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷183番地

渡嘉敷村農業委員会 事務局

TEL 098-987-2323

FAX 098-987-3085

Eメールアドレス shinkou@vill.tokashiki.okinawa.jp

(4) 受付時間：土日・祝日を除く村役場開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1

時から午後5時まで。

郵送、ファックス、電子メールの場合は、期間内必着とし、受付の確認をしてください。

(5) 候補者情報の公表：候補者及び推薦者に関する情報（住所を除く）は、募集期間の間と終了後に渡嘉敷村掲示板と公式ホームページで公表します。

最終結果公表予定日：平成29年8月1日（火）

(6) その他：農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することがあります。ただし、兼務はできません。